

育成ショップ（DOCOREふくおか商工会ショップ）事業に係る

第23期商品取扱要領（令和7年6月改訂）

## 0. 変更点

| 変更前                                                                                                               | 変更後                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>5. 取引条件等 (10)</b><br>①プログラムに応じて、専門家フィードバック等支援を受けること。<br>②プログラムに応じて、店内やサテライトでの～                                 | <b>5. 取引条件等 (10)</b><br>①専門家フィードバック等の個別支援を受けることができる。<br>②店内やサテライトでの催事販売及び商談会、講習会等に参加することができる。                                                            |
| <b>6. 出品の取り消し等 (11)</b><br>令和 7 年度より実施予定の新プログラムに定める基準を満たさない場合（※詳細については準備が整い次第、改めてご案内いたします）                        | <b>6. 出品の取り消し等 (10)</b><br>令和 7 年度より実施する新プログラムに定める基準を満たさない場合。                                                                                            |
| <b>6. 出品の取り消し等</b>                                                                                                | <b>6. 出品の取り消し等 (11) 新設</b><br>商品選定会議で販売実績が振るわないと判断された場合。（ただし希望する事業者には各専門家を派遣し、優先的なフォローを行います）                                                             |
| <b>13. 育成プログラムの見直しについて</b><br>令和 7 年度より、従来のプログラムを整理・簡素化した新たな育成プログラムを開始する予定です。プログラムの詳細につきましては、準備が整い次第、改めてご案内いたします。 | <b>13. 育成プログラムの見直しについて</b><br>令和 7 年度より、従来の育成プログラムを整理・簡素化した新たなプログラムを開始いたします。新プログラムは 1 年間を基本期間とし、必須項目および選択項目のうち 2 プログラムの実施をもってプログラムの達成とし、育成期間の延長が可能となります。 |

### 【事業概要】

福岡県内の地域特産品や中小企業・小規模事業者の持つ隠れた逸品等を取扱う常設店舗を設置し、育成の場として地域商品等の販路開拓と商品ブラッシュアップを通して、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図るとともに、地域情報の発信拠点として地域活性化に寄与することを目的とする。

- 店 舗 名 DOCORE（どおこれ）ふくおか商工会ショップ  
住所 福岡市博多区博多駅中央街 9-1 博多マルイ 2F
- 取 引 条 件 「委託販売」または「催事販売」
- 販売手数料 「委託手数料」税抜売上高×25%、「催事販売」税抜売上高×23% 等
- 売上金送金 毎月 15 日締め翌月 25 日支払
- 取 扱 商 品 常温商品（食品、非食品（雑貨等）対象）

### 【応募期間】

- 申込締切 令和 7 年 7 月 25 日（金）まで

### 【申請方法】

商品申込書を記入の上、支援団体（商工会または商工会議所）を経由して、福岡県商工会連合会（経営支援課）宛（docorefukuoka@shokokai.ne.jp）に Excel ファイル（pdf ファイル不可）でメールにて応募してください。なお、商品申込書の提出前に商談マッチングサイト「DOCORE ロジ」への事業者・商品登録が必要となります。

### 【注意事項】

- 対象商品としては、福岡県内の中小企業・小規模事業者が製造または販売しているものであり、かつ当該地域の原材料や技術を活用している商品（食品・飲料（酒類を除く）・非食品）であること。食品は、納品より 30 日以上賞味期限または消費期限であることであり、また、食品表示法等関係法令に適合しており、出品事業者が製造物責任保険（ビジネス総合保険、PL 保険等）に加入していること、JAN コードを有していることが条件となります。
- 本事業の出品には、審査があり、見送りになる場合がございます。出品の可否については、支援団体を通じてお知らせいたします。
- 商品の納品や返品に係る搬送費は、出品者負担とします。賞味・消費期限切れの商品は出品者の指示がない限り店舗で適時処分します。
- 採用商品等については、当店舗以外にもサテライトショップ（イオン香椎浜他）、出張販売やバイヤーの売り込みなど、本会の判断にて販売・PR を実施しますのでご了承ください。
- 育成プログラムについては、期間を 1 年間とし、条件を満たせば延長が可能となります。商品の取扱いは店舗による選択制で、新規取り扱い事業者は育成期間として 1 年間常設され、延長後は選択制となります。

### 【お問い合わせ先】

福岡県商工会連合会 経営支援課（担当：加藤、福田）

TEL 092-622-7708 / FAX 092-622-7798

E-mail [docorefukuoka@shokokai.ne.jp](mailto:docorefukuoka@shokokai.ne.jp)

※お申込みについては、支援団体（商工会または商工会議所）を通じてのお申込となりますので、お近くの支援団体までお問い合わせください。

## 第 23 期 商品募集にあたっての留意事項

このたび、DOCORE ふくおか商工会ショップの第 23 期 商品募集にあたり、審査上のポイントならびに、出品時の留意事項を以下に記載しております。出品企業ならびに支援団体の皆様におかれましては、ご参照のうえお申し込みをお願いします。

### 1. DOCORE ロジの登録内容の充実

審査では、DOCORE ロジにご登録いただいた情報、特に商品の特徴（差別化ポイントや利用シーンなど）や生産体制に関する記載内容については、採用の可否に大きく影響しますので、ご登録の際には詳細な情報をご記入ください。また、「プロフィール情報」と「商品情報」各項目に登録漏れがないよう十分にご注意ください。

### 2. 推薦理由の記載

審査では推薦団体が申込商品を特に推奨する理由についても考慮いたします（例：地域連携での開発や独自性のある取り組みがある など）。推奨する理由がある場合は、出品申込書の「備考欄」に明記してください。

### 3. サンプルのご準備

食品を出品する場合、サンプルの提出にあたっては、審査時における外観確認および試食のため、以下に留意した数のご提供をお願いします。

1. 展示状態を確認できるサンプル×1
2. 審査員 5 名が試食できる程度の量のサンプル（容量に応じた数）

### 4. 商品紹介用の POP やリーフレットなどの販促物（ご用意があれば）

採択後のプロモーション活動を見据えた審査を実施するため、商品紹介用の POP やリーフレット、その他販促物をご用意いただける場合は、ぜひ提供をお願いいたします。

### 5. 育成プログラムの見直し

令和 7 年度より、従来のプログラムを整理・簡素化した新たな育成プログラムを開始いたします。期間を 1 年間とし、条件を満たせば延長が可能となります。詳細につきましては、別表 3 をご確認ください。

今回の募集にお申し込みいただく皆様には、この点をご理解の上、お手続きを進めていただけますようお願いいたします。

以上、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

何かご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 趣旨                      | 5  |
| 2. 店舗の概要について               | 5  |
| 3. 出品募集要件                  | 5  |
| 4. 商品の選定                   | 6  |
| 5. 取引条件等                   | 6  |
| 6. 出品の取り消し等                | 8  |
| 7. 応募手続き                   | 9  |
| 8. 催事販売等の実施について            | 10 |
| 9. その他企画について               | 10 |
| 10. その他留意点                 | 10 |
| 11. 現在取扱い中（販売中）の商品の取扱いについて | 11 |
| 12. 商品の見直しについて             | 11 |
| 13. ショップ事業（運営方法）の見直しについて   | 11 |

## 1. 趣旨

福岡県内の地域特産品や中小企業・小規模事業者の持つ隠れた逸品等を取扱う常設店舗を設置し、育成の場として地域商品等の販路開拓と商品ブラッシュアップを通して、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図るとともに、地域情報の発信拠点として地域活性化に寄与することを目的とする。

## 2. 店舗の概要について

|       |                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 店 舗 名 | DOCORE（どおこれ）ふくおか商工会ショップ                                                                                                                               |
| 所 在 地 | 福岡市博多区博多駅中央街 9-1<br>博多マルイ 2F 13.4 坪                                                                                                                   |
| 開設期間  | 平成 29 年 7 月 1 日（土）～令和 8 年 3 月 31 日（火）※以降継続予定                                                                                                          |
| 営業日時  | 営業日：博多マルイの営業日に準じる<br>営業時間：10:00～21:00                                                                                                                 |
| 取引条件  | 「委託販売」または「催事販売」※会計は本会レジを通します                                                                                                                          |
| 商品選定  | 本会及び小売店舗との協議により可否を決定                                                                                                                                  |
| 取扱商品  | 福岡県内において、事業者が製造または販売しているものであり、かつ当該地域の原材料や技術を活用しており、福岡県内商工会・商工会議所（以下、商工会等）またはDOCORE福岡県連絡調整会議（以下、連絡調整会議）構成メンバーの推薦がある食品・飲料等。※食品類の場合は常温であること ※非食品も取扱対象とする |

## 3. 出品募集要件

### （1）対象企業

原則として中小企業・小規模企業振興基本法に定義される者であり、関係法令に適合している商工会等または連絡調整会議構成メンバー（別表 1）の推薦事業者とする。

### （2）対象商品

上記企業が、以下の要件を満たすものとする。

|   |                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 福岡県内において、中小企業・小規模事業者が製造または販売しているものであり、かつ当該地域の原材料や技術を活用している商品（食品・飲料（酒類を除く）・非食品）        |
| 2 | 商工会等または連絡調整会議構成メンバーの推薦があること                                                           |
| 3 | 継続して供給することができるものであること<br>※季節商品は別途相談に応じます                                              |
| 4 | 常温商品であること<br>※「催事販売」の場合は、冷蔵・冷凍品の出品も可能                                                 |
| 5 | 食品は、納品から <u>30 日以上</u> の賞味期限または消費期限であること<br>※ <u>30 日未満</u> のもので出品を希望される場合は、別途相談に応じます |
| 6 | JAN コードを有していること<br>※催事出展の場合は除く                                                        |

|   |                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------|
| 7 | 食品表示法等関係法令に適合しており、製造物責任保険（ビジネス総合保険、P L 保険等）に加入していること             |
| 8 | 商談システム「DOCORE ロジ」に登録していること（別表2）<br>（採用の如何に関わらず、商談システムとしてご活用できます） |
| 9 | 育成ショップ事業の趣旨に賛同していること                                             |

※下記に該当する商品については出品できません

- ・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れがある商品
- ・ナショナルブランド（大規模小売店等で全国的に販売されている）商品
- ・商品サイズが著しく大きい商品
- ・博多マルイで既に取り扱っている商品

#### 4. 商品の選定

応募いただいた商品については、本会との事前協議等により、事業者の出荷体制や商品、販路開拓への意思等を確認の上、本会で出品の可否を決定し、商工会等、または連絡調整会議構成メンバーを通じて事業者にお知らせいたします。

（採否可否例）採用、条件付き採用（3ヶ月、6ヶ月等）、見送り

但し、育成ショップ内への商品展開時期・陳列場所等は本会及び店舗運営責任者・博多マルイにて判断させていただきます。

また、選定を見送りになった場合も「DOCORE ロジ」を活用して、商品のブラッシュアップ支援及びバイヤー等への商品紹介等のフォローは行わせていただきます。

#### 5. 取引条件等

##### （1）販売形態

「委託販売」または「催事販売」※会計は本会レジを通します

「委託販売」：本会が店舗にて販売する。

「催事販売」：1週間を出展期間とし事業者が店舗にて直接販売する。

##### （2）販売手数料及び出展料

| 出展枠    | 手数料       | 出展料            |
|--------|-----------|----------------|
| 「委託販売」 | 税抜売上高×25% | なし             |
| 「催事販売」 | 税抜売上高×23% | 10,000 円（税抜）／週 |

<税込価格の計算方法について>

税込価格の計算方法については、税抜価格×税率（%）にて小数点以下を切捨てにて計算いたしますのでご注意ください。

##### （3）委託販売・催事販売の出品期間について

①委託販売の出品商品は、概ね3ヶ月ごとに見直しを行います。但し、継続的に出品をお願いする場合があります。また、「6. 出品の取り消し」事由に該当する場合は、出品を取り消す場合もあります。なお、商品の入れ替えについては、下記「12. 商品の見直しについて」もご参照ください。

②催事販売を希望する事業者は、原則、1週間(水～火曜日)を出展期間とします。

#### (4) 搬送費

商品の納品や返品に係る搬送費は、出品者負担とします。商品発送及び持込される際は、納品書等（商品の数がわかるもの）の書類を必ず添付してください。

#### (5) 売上金の送金

出店期間中の売上金は、毎月 15 日締め翌月 25 日支払いとし、事業者の指定する金融機関に諸経費（販売手数料・出展料・振込手数料）を差引き、送金します。

##### ※少額な返還インボイスの交付義務免除の適用

通常インボイス制度では、振込手数料差引きの場合は返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込 1 万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。（新消法 57 の 4 ③、新消令 70 の 9 ③二）そのため、当会では振込手数料を売上げに係る対価の返還等と分かるように区分して対応いたします。

#### (6) 試供品の提供のお願い

来店者への試食・試飲可能な試供品の提供にご協力をお願いします。

#### (7) 在庫の処理

賞味・消費期限切れの商品は、特に出品者の指示がない限り店舗で適時処分します。

返品希望の場合は原則返送します。また、店舗受け取りについては賞味・消費期限後 30 日以内とし、保管期限後は返送させていただきます。

※商品返送にかかる送料は出品者負担とします。

#### (8) 食品表示に関する法律

##### 「食品表示法」

①商品に係る説明として、「曖昧な表示」、「誇大な表示」及び「薬事法に抵触する表示」は行わないでください。

②商品に係る表示や内容量については、特に「原産国表示」「製造年月日」「賞味期限または消費期限」「アレルギー表示」は厳に留意し適正に表示をお願いします。

※昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされています。

※特定原材料（8 品目）のアレルギー表示は、本会準備のプライスカードに記載いたしますが、商品への表示もご留意ください。

※令和 5 年 3 月 9 日に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、くるみが特定原材料に規定され表示義務となります。同日から施行となりましたが、令和 7 年 3 月 31 日までは経過措置となり、包装資材の表示切り替えの準備をお願いします。

※令和 6 年 4 月 1 日より新しい表示基準（「無添加」表示のルール変更等）になっておりますので、新基準を満たす商品のみのお取扱いとなります。また、第 1～22 期の出展商品につきましても、新基準を満たしていない場合はお取扱いができませんのでご了承ください。

※新たな原料原産地表示制度の改正について、令和 4 年 4 月 1 日より完全施行に伴い国内で製造または加工されたすべての加工食品を対象に、原料原産地表示が義務付けられましたので、表示制度を満たしたもののみのお取扱いとなります。

③販売期間中において、原材料表示がないまたは適正な商品説明（一括表示）がなされていない商品は販売をお断りする場合があります。但し、改善されたと判断された場合は取扱いを再開いたします。

##### 「食品衛生法」

④令和3年6月1日より新たな「営業の許可制度」「営業の届出制度」が始まっておりますので、サテライトショップでの出品の際に営業許可等の証明書が必要な場合はご提出をお願いします。

※既存の営業している方は、新規許可の申請書等が一定期間猶予される経過措置がございます。詳しくは保健所等にてご確認ください。

⑤HACCPに沿った衛生管理の制度化について、令和3年6月1日から原則として、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理等に取り組んでいただくことになり、実施している事業者のみお取扱いとなります。

#### (9) 出展事業者の費用負担義務

次に定める事項に該当する費用については、出品者が負担するものとします。

①催事販売等のために、事業者が派遣する要員に係る費用

②出品者の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展商品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。

③商品の品質等の不具合により、消費者、小売店舗等に損害を与えた場合の当該損害額に相当する費用。

④その他、本会において、出展事業者が負担することが妥当と考える費用

⑤試飲・試食に関する費用

#### (10) 専門家によるフィードバック等の支援

①専門家フィードバック等の個別支援を受けることができる。

②店内やサテライトでの催事販売及び商談会、講習会等に参加することができる。

③アンケート等の調査依頼に協力し、期間内に回答すること。

### 6. 出品の取り消し等

次に掲げる事由に該当する場合には、出品を取り消す場合があります。

(1) 本記載事項に違反した場合。

(2) 円滑な受注・納品がなされず、欠品などにより店舗に対して損害を与えた場合。

(3) 偽表示や出品者のミスによる食品混入物の発生、社会的なモラルに反する行為等で事業者が営業停止などの行政処分を受けた場合。

(4) 申請と異なる商品を納品された場合。

(5) 販売実績が芳しくない等、来店者のニーズにそぐわない商品等と判断した場合。

(6) 博多マルイより、販売停止の指示を受けた場合。

(7) 原材料表示やアレルギー表示の虚偽・記載漏れや品質・衛生管理面において不足があった場合。

(8) 商品の不具合等が発生した場合。(但し、改善措置が適正になされたと判断された場合は再出品が可能です。)

#### 【補足】

商品の不具合が発生した場合…

店舗の棚から商品を撤去⇒⇒本会より事業所及び商工会等へ報告

⇒(消費者(購入者)が不具合を発見した場合は)事業所より消費者へ直接謝罪

(⇒2日以内に事業所による商品自主回収)

⇒商工会等へ謝罪内容報告

- ⇒商工会等から県連へ謝罪内容報告
- ⇒再出品希望の場合は「商品改善報告書(任意)」を商工会経由で本会へ提出
- ⇒審査会等にて判断
- ⇒採用・見送りについて商工会等へ報告
- ⇒商工会等より事業所へ報告

(9) アンケート等の調査依頼に協力し、期間内に回答しない場合。

(10) 令和7年度より実施する新プログラムに定める基準を満たさない場合。

(11) 商品選定会議で販売実績が振るわないと判断された場合。

(ただし希望する事業者には各専門家を派遣し、優先的なフォローを行います)

上記の事由により出品取り消しとなった場合は、速やかに商品を撤収します。この場合、出品者は本会に対して損害賠償、その他の請求を行うことはできません。

また、撤収、廃棄などに係る経費が発生した場合は、出品者が負担するものとします。

## 7. 応募手続き

本募集要領の内容を理解したうえで、以下によりご応募下さい。

(1) 提出物：①商品申込書、②商品サンプル、③PL 保険等の写し

登録：商談マッチングサイト「DOCORE ロジ」の事業者・商品登録

※商品申込書と「DOCORE ロジ」の項目に相違がないかご確認ください。

(2) 商談マッチングサイト「DOCORE ロジ」登録方法

1) 下記 URL か QR コード読み取りによりサイトへ

<https://docore-logi.jp/web/> (セラー向け)



2) ユーザー登録までの流れ

アカウント仮登録⇒ユーザー情報入力⇒ユーザー承認⇒本登録・利用開始

※詳細については、ログイン後、セラーマニュアルをご覧ください。

(3) 申込時期：第23期 令和7年7月25日(金)まで

※次回以降の募集は下記を予定しております。

募集スケジュール(予定)

第24期：令和7年11月頃

(4) 申込先・申込方法：

●上記(1)①を記入の上、商工会等または連絡調整会議構成メンバーを経由して、福岡県商工会連合会(経営支援課)宛([docorefukuoka@shokokai.ne.jp](mailto:docorefukuoka@shokokai.ne.jp))に Excel ファイル(PDF ファイル不可)でメールにて応募してください。

※FAX や(印刷物の)郵送では受け付けておりません。

●上記(1)②、③は期日までに以下の住所に直送願います。

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター7階  
福岡県商工会連合会 経営支援課 DOCORE ふくおか商工会ショップ担当者 宛て

### 【参考】商品の応募から出店・納品までの流れ

ご通知後、棚の空き状況等を勘案し、FAXにて「商品発送依頼書」をお送りいたします。

出品申込⇒小売店舗との事前協議⇒審査・選定⇒可否通知⇒初回納品依頼⇒納品

#### (5) 注意点：

申込に際しては、商工会等または連絡調整会議構成メンバーの推薦が必要です。別紙「商品申込書」の推薦団体を必ずご記入ください。なお、推薦理由は推薦団体（商工会等・連絡調整会議構成メンバー）が記入してください。記入がない場合は、出品できません。

## 8. 催事販売等の実施について

事業者自らが試食販売や情報発信を行ない、消費者に対し直接PRする機会を提供します（催事販売）。催事販売は、育成ショップ内の区画（間口 1,800 mm×奥行き 2,000 mm程度）にて原則、1週間（水～火曜日）を展覧期間とし、希望する事業者にご出展いただきます（別途審査、日程調整を行います）。

希望する場合は、本会との日程調整後、別添注意事項をご確認の上、催事当日の14日前までに【催事販売】確認票にてお申込み下さい。なお、催事販売の場合は冷蔵・冷凍品の販売も可能です。（レンタル機器等は自己負担となります。）

また、催事販売される際は、可能な限り専門家による支援を受け、経営指導員等の同席をお願いします。

原則、催事販売は1事業者あたり年間（4月～3月）1回までとし、それ以上出展を希望するものについては1ヵ月以内に展覧予約がなければ出展を希望することができます。

### 【参考】催事出展までの流れ

催事申込(事前予約)⇒本会と日程調整⇒確認票の提出⇒出展の注意事項等打合せ⇒出展

## 9. その他企画について

- (1) 育成ショップでは、出品商品を対象に販売結果（消費者の声やスタッフの声、専門家の意見等）のフィードバックを行います。
- (2) 定期的な広報物を発行します（チラシ等）。そのため、商品の詳細情報や写真等の提供をお願いする場合があります。
- (3) 広報物、事例紹介等の掲載について本会の判断にて掲載いたしますので、ご了承ください。
- (4) サテライトショップ（イオン九州笹丘店・香椎浜店、インキューブ西鉄天神店・千葉八千代緑ヶ丘店・草津店、博多大丸、MEGA ドン・キホーテ福重店、KBC オンラインショップ、JA タウン、朝ごはん本舗など）、出張販売、バイヤーへの売り込みや店舗実験等、商品を本会の判断にて取扱いいたしますのでご了承ください。

## 10. その他留意点

- ・本事業は商工会地域外等の非会員企業の出品を拒むものではなく、出品を希望される場合は、福岡県下のいずれかの商工会・商工会議所等を通じて出品申込みが可能です。  
※推薦の判断は各推薦団体の判断に依ります。
- ・本要領に定めのないもので、必要な事項は本会が協議の上、決定します。

- ・基本的に県内の地域産品の販売・PR を中心に行いますが、企画等により、県外商品を販売する場合があります。

### 1 1. 現在取扱い中(販売中)の商品の取扱いについて

- (1) 原則、販売中の商品については継続して取扱いさせていただきます。但し、店舗への展開・陳列場所、商品の入れ替えは本会及び店舗運営責任者・博多マルイにて判断させていただきます。
- (2) 取扱商品の変更(規格・価格・振込口座等)手続き  
取扱商品の一部変更(規格・価格・振込口座等)は、本会まで申請種類を「変更」にした「商品申込書」の再提出と「DOCORE ロジ」の変更をお願いします。  
※価格変更については、毎月 5 日までに提出があったものにつき、博多マルイは 15 日締めの日から、サテライトショップは末日の日からの変更となります。  
※商品の追加は次期募集にて「商品申込書」をご提出をお願いします。
- (3) 事業撤退及び一部商品撤退手続き  
取扱商品を諸事情により撤退する場合は、本会まで申請種類を「撤退」にし、「商品申込書」をご提出ください。撤退商品の返品については、個別にて相談させていただきます。
- (4) 第 1 期～第 22 期にて採用となったが、現在取扱いのない商品は、再度商品申込書の提出が必要です。
- (5) 既存商品の出品企業様に対しては、商品採用・不採用問わず、お客様の声等フィードバック情報を商工会、商工会議所等を通じご提供する予定です。
- (6) 販路先のひとつとして、DOCORE 以外の博多マルイ内店舗で取扱うことになった商品につきましては、DOCORE でのお取扱いはできませんのでご了承ください。

### 1 2. 商品の見直しについて

- ・概ね 3 か月ごとに店舗内の商品の見直しを行います。それに伴い、既存商品のうち一部を入れ替えさせていただきます。
- ・入れ替え対象商品は、本会及び店舗運営責任者・博多マルイにて選定させていただき、対象企業様には商工会、商工会議所等を通じ個別にご連絡いたします。
- ・見送りになった商品につきましても専門家派遣等でフォローアップいたしますので、是非ご活用ください。

### 1 3. 育成プログラムの見直しについて

令和 7 年度より従来の育成プログラムから簡素化したプログラムへ再構築しました。新プログラムは期間を 1 年間とし、必須項目および選択項目のうち 2 つ以上のプログラム実施をもって育成期間の延長が可能となります。また、店舗での商品取扱については、常設ではなくショップ側での選択となります。ただし、新規取扱事業者は育成機関として 1 年間は常設とし、延長可能となった場合、翌年度以降は選択により店舗で取扱うこととなります。(別表 3)

#### 【問合せ先】

福岡県商工会連合会 経営支援課(担当:加藤、福田)  
TEL 092-622-7708 / FAX 092-622-7798  
E-mail [docorefukuoka@shokokai.ne.jp](mailto:docorefukuoka@shokokai.ne.jp)

別表 1

DOCORE福岡県連絡調整会議構成メンバー

| 部名                | 課名           | 備考             |
|-------------------|--------------|----------------|
| 企画・地域振興部          | 市町村振興局政策支援課  |                |
| 農林水産部             | 福岡の食販売促進課    |                |
| 農林水産部             | 園芸振興課        | 6次産業化          |
| 農林水産部             | 農山漁村振興課      |                |
| 農林水産部             | 水産振興課        |                |
| 農林水産部             | 経営技術支援課      |                |
| 商工部               | 新事業支援課       | 農商工連携          |
|                   |              | デザインアワード       |
| 商工部               | 新産業振興課       | 機能性食品          |
| 商工部               | 中小企業技術振興課    | 生物食品研究所関係      |
| 商工部               | 観光政策課        | 伝統工芸品          |
| 商工部               | 福岡中小企業振興事務所  | 福岡地域中小企業支援協議会  |
| 商工部               | 久留米中小企業振興事務所 | 筑後地域中小企業支援協議会  |
| 商工部               | 北九州中小企業振興事務所 | 北九州地域中小企業支援協議会 |
| 商工部               | 飯塚中小企業振興事務所  | 筑豊地域中小企業支援協議会  |
| (公財)福岡県中小企業振興センター |              | 農商工連携、6次産業化    |
| 商工部               | 中小企業振興課      | 事務局            |
| 福岡県商工会連合会         |              | オブザーバー         |

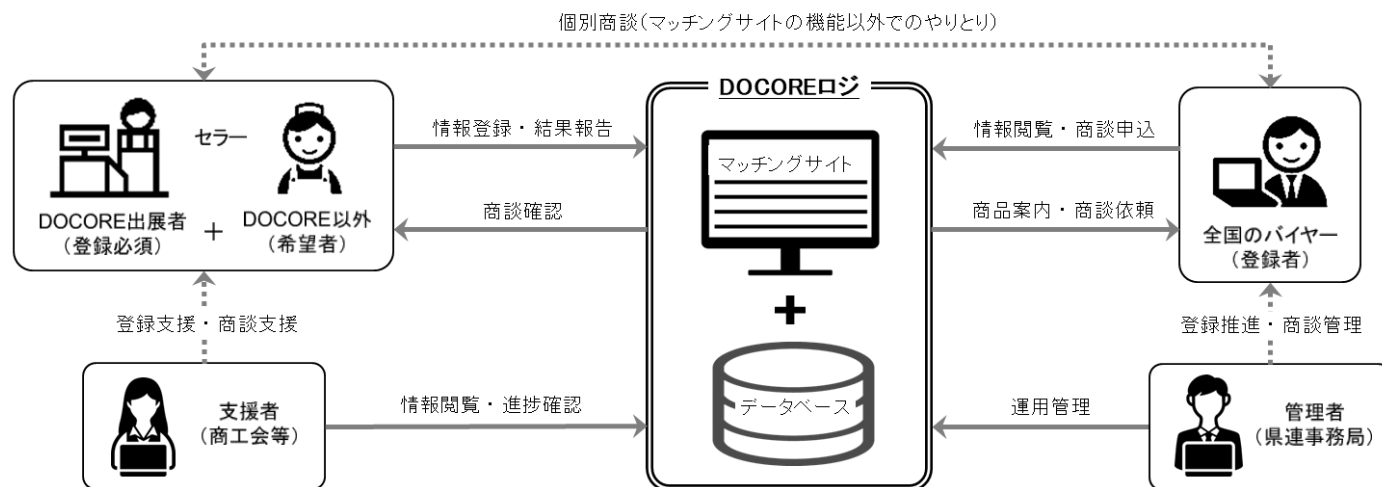
令和7年4月1日現在

別表 2



## 販路開拓データベース・マッチングサイト「DOCOREロジ」の活用について

- DOCOREロジは、販路開拓に取り組む小規模事業者の情報をデータベースに登録し、登録バイヤーに対して情報発信することで、B to Bの個別商談マッチングにつなげるためのWEBサイトのシステム
- 本システムの主な利用者と役割は次のとおり。
  - ・バイヤー（全国）：登録希望者にIDとパスワードを発行。セラー情報を閲覧し、商談依頼機能によりセラーとの直接商談が可能。
  - ・セラー（出展事業者）：事業者情報と商品情報を登録。随時更新可能。バイヤーからの依頼があれば商談を行い、その結果を報告する。
  - ・支援者（商工会等）：セラーの登録情報、バイヤー情報、商談進捗等が閲覧可能。担当するセラーの登録支援や商談支援を行う。
  - ・管理者（県連事務局）：バイヤー・セラーの確認作業、商談の取り次ぎの他、システム全体の運用管理を行う。
- DOCORE出展者の自立化のための商談マッチングを促進するとともに、DOCORE出展者以外の事業者（店舗で取り扱いできない商品を販売する者、不採択となった者やDOCORE出展を希望しない者）への販路開拓の機会を提供する。
- 商工会が実施する販路開拓の伴走支援における出口支援（取引先開拓）のためのプラットフォームとして展開する。



DOCORE ロジ

紹介動画

(YouTube)



## 別表 3

「育成機関延長」制度の導入について

下記の新プログラムの実施により毎年更新が可能になります。

|     | 項 目                   |                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必 須 | 目標設定シートの策定と実施報告       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新プログラムは「必須項目」と「選択項目」からなる</li> <li>2. プログラム出品者は1年の期間内に選択項目の中から2つ以上の項目を実施する</li> <li>3. 出品者は「必須項目」「選択項目」の達成により出品期間を延長することができる</li> <li>4. プログラム未達の場合、年度末で育成期間を修了する（＝出品撤退となる）</li> </ol> |
|     | アンケートの提出              |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 選 択 | 専門家派遣の実施と報告書の提出       |                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | DOCOREの指定するセミナーの受講    |                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | DOCOREの推奨する取組への参加     |                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | DOCOREの推奨する施策の実施      |                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | その他DOCOREの指定するメニューの実施 |                                                                                                                                                                                                                                 |

## 育成プログラムの効率化と「育成期間延長」制度の導入について

新しい育成プログラム 選択項目

プログラム出品者は1年の期間内に選択項目（下段）の中から  
**2**つ以上の項目の実施をお願いします。

|     | 項 目                   | 具体的な取り組み（計画）                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選 択 | 専門家派遣の実施と報告書の提出       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイヤーによる商品価値診断&amp;改善提案への専門家派遣事業</li> <li>・適正価格設定、価格転嫁支援のための専門家派遣</li> <li>・新商品開発に向けた専門家派遣</li> <li>・商品の生産性向上に資する専門家派遣</li> <li>・DOCOREロジの充実化に向けた専門家派遣</li> </ul> |
|     | DOCOREの指定するセミナーの受講    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中川政七商店」とタイアップした商品開発セミナー</li> <li>・中小企業のためのDX実践セミナー</li> <li>・商工会連合会・商工会・会議所が主催するセミナー</li> </ul>                                                                 |
|     | DOCOREの推奨する取組への参加     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の展示・商談会等へ商工会・会議所を通して出展</li> <li>・DOCOREふくおか商工会ショップ催事コーナーへの出展</li> <li>・DOCOREに関連した催事への出展（「学ぶ！お店屋さん」（イオン九州）、「福岡県庁での販売会」など）</li> </ul>                          |
|     | DOCOREの推奨する施策の実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営革新計画の策定・認定</li> <li>・事業継続力強化支援計画の策定・認定</li> <li>・各種補助金申請における事業計画書の策定</li> <li>・事業承継計画の策定</li> </ul>                                                            |
|     | その他DOCOREの指定するメニューの実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DOCORE事業者交流会への参加</li> <li>・商品プロモーション動画の作成と提供</li> <li>・「福岡県SDGs登録制度」への登録</li> <li>・商工会連合会「LINE公式アカウント」へのお友だち登録</li> </ul>                                        |

## 2. 育成プログラム実施中、新規参加する事業者

（令和4年度以降登録の事業者）

令和4年度～令和6年度に新規参加した事業者

- ・ 現行のプログラムから、新プログラムへ移行する。
- ・ ただし、移行期間における特例措置として店舗で商品を1年間常設できるものとする。

令和7年度に新規参加する事業者

- ・ 新プログラムでの参加とする。
- ・ 新規取扱事業者は育成期間として店舗に商品を1年間常設できる。
- ・ 新規出品者は端数となる月数を調整するため、今年度は「待機期間」とし、いずれも参加翌年度より本プログラムを実施する。